

## 教職課程

幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教育職員(教員)になるためには、それぞれ相当の教員免許状が必要です。教員免許状取得のためには、「教育職員免許法」及び「教育職員免許法施行規則」に定められた教員養成の教育課程(教職課程)を履修し、所定の単位を修得しなければなりません。

教員免許状を取得しようとする者は、卒業後、教職に就く意思が明確であり、教員となるにふさわしい人格と学業への熱意を持ち、心身ともに健康でなければなりません。したがって、免許状の取得のみを目的にしたり、資格を取得しておけば何かの役に立つのではないかという安易な気持ちで履修することはできません。また、教育実習年度に実施される教員採用試験(実習した自治体)の受験も必須です。

### 教員免許状の取得

教育職員免許法に基づき、所定の科目の単位を修得することにより、下記の免許状を取得することができます。

スポーツ健康科学部	中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健体育)
-----------	---------------------------------------

### 教育実習について

教育実習は、教育現場を体験することにより、教育についての理解を深め、情熱を培い、真の教育者としての基盤を作ることを目的とします。

教育実習生は、教員となるにふさわしい適性(人物・学力)を備えた学生であって、教員になることを第一希望とする者です。したがって、品行、学業成績など教育実習生としてふさわしくないと判断された者は、実習をすることができません。

- ① 教育実習は、原則として4年次に行われます。
- ② 教育実習期間は例年、6月1日または10月1日を含む週を第1週として、中学校・高等学校の両免許状取得者の実習は原則として4週間、高等学校の免許状のみの実習は2週間行われます。
- ③ 実習校の決定、依頼方法、事前指導および実習校との打合せ、実習終了後の手続きと事後指導、教員免許状の授与申請および交付については、随時教職ガイダンス等で詳しく説明します。

### 介護等体験について

中学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」(平成9年法律第90号)により、特別支援学校または社会福祉施設等で7日間以上にわたる「介護等体験」を行うことが義務付けられています。

- ① 「介護等体験」は、原則として3年次に行います。
- ② 「介護等体験」の期間は7日間とし、そのうち特別支援学校で2日間、社会福祉施設で5日間行います。
- ③ 教育実習と同様に、ガイダンス及び事前・事後指導等には必ず出席してください。

## 教職課程の履修について（S116生）

### (1) 教職課程の履修条件

教職課程を履修するためには、原則として、次の履修条件を満たしている必要があります。

#### <スポーツ健康科学部>

2年次春学期終了時：①卒業単位数の内、60単位以上の単位を修得していること。

②「共生人間論Ⅰ(ブツダと法然)」を修得していること。

③専門科目群の導入科目「スポーツ科学概論」を修得していること。

2年次秋学期終了時：①卒業単位数の内、80単位以上の単位を修得していること。

②2年次秋学期までに開講されている「教科に関する科目」のうち「不可」「可」をあわせて3分の1を超えないこと。

③2年次秋学期までに開講されている「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」を全て修得していること。

④2年次秋学期までに開講されている「教職に関する科目」の成績が次の条件を満たしていること。

1.「不可」が2科目以内であること。

2.「失格」がないこと。

⑤専門科目群の導入科目「健康科学概論」を修得していること。

3年次春学期終了時：①3年次春学期までに開講されている「教科に関する科目」のうち「不可」「可」をあわせて3分の1を超えないこと。

②3年次春学期までに開講されている「教職に関する科目」の成績が次の条件を満たしていること。

1.「不可」が2科目以内であること。

2.「失格」がないこと。

3年次秋学期終了時：①卒業単位数の内、110単位以上の単位を修得していること。

②3年次秋学期までに開講されている「教科に関する科目」のうち、「不可」「可」をあわせて3分の1を超えないこと。

③3年次秋学期までに開講されている「教職に関する科目」を全て修得していること。または、4年次春学期に「教職に関する科目」の全ての履修登録が可能なこと。

※「各教科の教育法」は修得済みであること。

### (2) 履修条件に満たない場合

- ・履修条件に満たない場合は、「介護等体験」「教育実習」の実習先が決定していても、該当学年での「介護等体験」「教育実習」はできません(実習は延期になります)。
- ・履修条件に満たない場合は、実習に関わる科目（「教育実習指導」「教職実践演習」）の履修はできません。それ以外の科目の履修はできます。
- ・なお、履修条件を満たしていても、学生としてふさわしくない言動のある者、身だしなみやマナーのよくない者など教員となる資質が欠如していると判断される者も、該当年次での「介護等体験」「教育実習」はできません(実習は延期になります)。

### (3) 教職課程委員会の審査

履修条件を満たしているかどうかを確認するため、毎学期、教職課程委員会で単位の修得状況等の審査を行います。特に3年次春学期終了時には厳しく審査を行います。その結果、指導が必要な者には、教職履修に関する意思確認の面談・指導を行います。

### 免許取得の最低単位数について

次頁以降の教職課程科目一覧の表に示す「免許取得の最低単位数」及び授業科目は、本学の規定によるものです。

### 教職ガイダンスについて

教職課程履修者は、必ず教職ガイダンスに出席してください。やむを得ない場合を除き、ガイダンスを欠席した者は教職課程履修の意思が無いものとみなします。

ガイダンスの日時は学内掲示板にて連絡します。

### 『教職履修カルテ』について

教員免許を取得しようとする学生は、教職課程の科目履修を始めてから、「教職実践演習」(4年次秋学期)の授業を受けるまでの間に、各自『教職履修カルテ』(自己評価シート)を作成しなければなりません。

『教職履修カルテ』とは、学生自身が教職課程の授業の中で教師として必要とされる資質能力について、どの程度身に付けたのかを振り返るとともに、今後どのような学習が必要なのかを考える手がかりにするためのものです。

『教職履修カルテ』は、1年次から4年次まで春学期と秋学期の2回、教職履修カルテ登録期間にWeb上(UNIVERSAL PASSPORT)で登録してください。期間内に登録完了していない学生は、教職の意思がないものとみなされます。やむを得ない理由で、期間中の登録が不可能な場合は、必ず事前にキャリア開発センターに連絡してください。

## 教職課程科目一覧

### ▼スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科（S116生）

①教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目						
免許法施行規則に定める科目 及び単位数		左記に対応する開設授業科目				
科 目	単位数	授業科目	開講 年次	単位数		
				必修	選択	
日 本 国 憲 法	2	憲 法 と 基 本 権	1	2		
体 育	2	健 康 と 運 動	1	2		} 1科目 選択必修
		ス ポ ー ツ (テ ニ ス)	1		1	
		ス ポ ー ツ (バ ド ミ ン ト ン)	1		1	
		ス ポ ー ツ (エ ア ロ ビ ク ス)	1		1	
		ス ポ ー ツ (ア ク ア ビ ク ス)	1		1	
外国語コミュニケーション	2	総 合 英 語 I	1		1	} 2科目 選択必修
		総 合 英 語 II	1		1	
		英 会 話 I	1		1	
		英 会 話 II	1		1	
		中 国 語 I	2		1	
		中 国 語 II	2		1	
情 報 機 器 の 操 作	2	情 報 リ テ ラ シ ー A	1	1		
		情 報 リ テ ラ シ ー B	1	1		
免許取得の最低単位数				6	3	

## 教職課程科目一覧

### ▼スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科（保健体育）（S116生）

②教職に関する科目							
免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			備考	
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	開講年次	単位数		
					必修	選択	
関する教職の意義等に	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職の意義及び教員の役割</li> <li>・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）</li> <li>・進路選択に資する各種の機会の提供等</li> </ul>	2	教 職 概 論	1	2		
関する教育の基礎理論に	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想</li> </ul>	6	教 育 原 理	1	2		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）</li> </ul>		発 達 心 理 学	2	2		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項</li> </ul>		教 育 制 度 論	2	2		
教育課程及び指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程の意義及び編成の方法</li> </ul>	中12 高6	教 育 課 程 論 〔中・高・養・栄〕	2	2		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各教科の指導法</li> </ul>		保健体育科教育法(陸 上)	3	1		
			保健体育科教育法(体操・器械運動)	3	2		
			保健体育科教育法(球 技)	3	1		
			保健体育科教育法(武 道)	3	1		
			保健体育科教育法(水 泳)	3	1		
			保健体育科教育法(ダ ンス)	3	1		
保健体育科教育法(授業理論)	3	2					
保健体育科教育法(体育理論)	3	2					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳の指導法</li> </ul>		道徳教育指導論〔中・養・栄〕	3		2	※中1種免必修	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別活動の指導法</li> </ul>		特別活動論〔中・高・養・栄〕	2	2			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）</li> </ul>		教育方法・技術論 〔中・高・養・栄〕	2	2			
に生徒指導、進路指導等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導の理論及び方法</li> <li>・進路指導の理論及び方法</li> </ul>	4	生徒指導論（進路指導を含む）〔中・高〕	3	2		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法</li> </ul>		教育相談（カウンセリングを含む）〔中・高・養・栄〕	2	2		
教育実習		中5	教育実習指導〔中・高〕	3～4	1		事前事後指導 1単位を含む
		高3	教育実習〔中学校〕 教育実習〔高校〕	4 4		4 2	※中1種免必修 ※高1種免必修
教職実践演習		2	教職実践演習〔教諭〕	4	2		
免許取得の最低単位数					32	6	中学校(保体)
					32	2	高等学校(保体)

## 教職課程科目一覧

▼スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科 中一種免・高一種免（保健体育）(S116生)

③教科に関する科目					
免許法施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目				備 考
	授業科目	開講年次	単位数		
			必修	選択	
体 育 実 技	スポーツ方法学実習(陸 上 I)	1	1		} 2科目以上 選択必修
	スポーツ方法学実習(陸 上 II)	1	1		
	スポーツ方法学実習(バスケットボール)	1		1	
	スポーツ方法学実習(バレーボール)	1		1	
	スポーツ方法学実習(サッカー)	1		1	
	スポーツ方法学実習(ハンドボール)	1		1	
	スポーツ方法学実習(ウインタースポーツ)	2	1		
	スポーツ方法学実習(水 泳)	3	1		
	スポーツ方法学実習(武 道)	3	1		
	スポーツ方法学実習(ダ ン ス)	3	1		
	スポーツ方法学実習(器械運動)	3	1		
	野 外 運 動 実 習 ( キ ャ ンプ )	3	1		
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	体 育 原 理	2	2		
	ス ポ ー ツ 心 理 学	1	2		
	体 育 経 営 管 理 学	3	2		
	ス ポ ー ツ 社 会 学	2	2		
	体 育 史	2	2		
	バ イ オ メ カ ニ ク ス	1	2		
生理学（運動生理学を含む。）	生 理 学	1	2		
	運 動 生 理 学	2	2		
衛生学及び公衆衛生学	衛 生 学	2	2		
	公 衆 衛 生 学	1	2		
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	小 児 保 健	3	2		
	精 神 保 健	2	2		
	学 校 保 健	2	2		
	救 急 処 置 法	3	2		
免許取得の最低単位数			36	2	

※ ■ は、免許法施行規則に定める科目区分等に対する一般的包括的な内容を含む科目。